

中学生・高校生に対する交通安全教育

～愛知県警察交通安全教育チーム“あゆみ”～

1 はじめに

【中学生】

心身ともに発達の変化が大きく、また、免許取得の年齢に近づいて、交通社会に参加していくための準備段階にあります。

日常生活において、自転車を交通手段として利用する機会が多いことから、特に自転車の安全利用に関する教育を重点的に実施するとともに、周囲の交通の安全にも配慮した行動がとれるよう指導していくことが重要です。

【高校生】

自動車等（自動車及び原動機付自転車をいう。以下同じ。）の運転免許を取得することが可能な年齢に達するなど、本格的に交通社会に参加する段階となり、社会的責任をもって行動することが要求されるようになります。通学時の交通手段として自転車を利用する機会が多く、発生した人身交通事故の約8割が自転車乗用時であることから、これまでに習得した自転車の安全利用に関する知識を再確認させ、交通ルールを遵守させることが重要です。また、二輪車運転時の交通事故が発生していることを踏まえ、二輪車の安全教育も推進していくことが大切です。

将来の健全なドライバーを育成するため、交通社会の一員として運転者に必要な交通法規、自動車等の特性や道路における危険性、事故に対する危険予測などの理解を深めるとともに、交通事故を起こしてしまった際の「加害者責任」についても認識しておく必要があります。

※二輪車とは、原付、普通自動二輪車、大型自動二輪車を表します。

2 指導者の心得

交通社会の一員としての自覚を持たせ、特に自転車の安全利用などを中心に、交通ルール遵守とその必要性を再確認させるとともに、交通事故の悲惨さについて認識させ、自分の安全だけでなく周囲の人の安全にも配慮した安全行動をとることが、交通社会全体の安全確保につながるということを理解させましょう。

3 交通安全教育内容

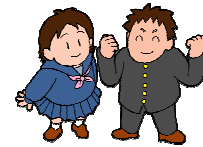
(1) 歩行者の心得

ア 交通ルールの遵守

歩行者として遵守すべき交通ルールを再確認させるとともに、周囲の人への迷惑となり、交通の妨げにもなるような歩行について、話し合い等を通じて考えさせることにより、交通ルール遵守の重要性を再確認させる。

イ 道路の状況に応じた危険の予測と回避

狭い道路、勾配の急な坂道、急なカーブ、見通しのきかない交差点等さまざまな道路において、危険を予測し、これを回避して安全に道路を通行できるよう指導する。



ウ 幼児、児童、高齢者及び身体の不自由な人の保護

幼児、児童、高齢者、目の見えない人や身体の不自由な人が、交差点、踏切等の危険な所で困っているのを見た場合は、安全に進行できるように手を貸すなど、自ら進んで保護するように指導する。

(2) 自転車利用者の心得

ア 自転車の正しい乗り方の実践

自転車の交通ルールを再確認させるだけでなく、罰則や安全利用の必要性を自覚させ、正しく安全な乗り方を確実に実践させる。

イ 自転車の点検整備

点検整備を怠った自転車に乗ることの危険性を説明し、確実に自転車を点検することができるよう指導する。

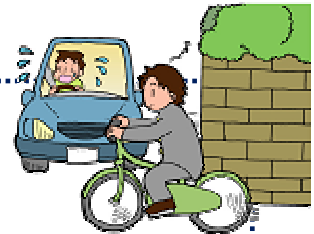
ウ 自転車運転者講習制度の周知

平成 27 年 6 月 1 日から開始の「自転車運転者講習制度」について理解させる。

受講対象は、3 年以内に 2 回以上、危険行為を繰り返した場合です。この制度は、14 歳以上の方が対象となります。

危険行為には、以下の 16 類型が定められています。

- 信号無視
- 通行禁止道路（場所）の通行
- 歩行者用道路での徐行違反
- 歩道通行や車道の右側通行等
- 路側帯での歩行者の通行妨害
- 遮断踏切への立ち入り
- 交差点優先車妨害（左方優先等）
- 交差点優先車妨害（直進・左折車妨害）
- 環状交差点安全進行義務違反等
- 指定場所一時不停止
- 歩道での歩行者妨害
- 制動装置不備の自転車の運転
- 酒気帯び運転等
- 安全運転義務違反
- 携帯電話使用等（令和 6 年 11 月 1 日から）
- 妨害運転（令和 2 年 6 月 30 日から）



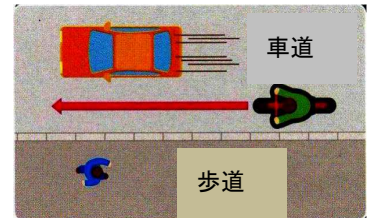
自転車安全利用五則

(1) 車道が原則、左側を通行

歩道は例外、歩行者を優先

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。

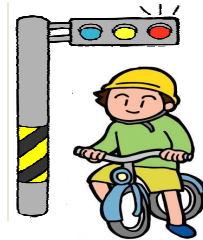
そして、自転車は、車道の左端に寄って通行しなければなりません。



(2) 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



交差点での一時停止
と安全確認



信号を守る

(3) 夜間はライトを点灯



夜間はライトを点灯

(4) 飲酒運転は禁止



飲酒運転の禁止

(5) ヘルメットを着用

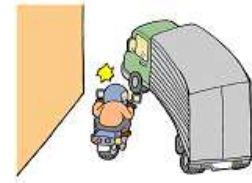
こどもも大人もヘルメットを着用しましょう。また、児童や幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用のヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

※ 自転車安全利用五則は、令和4年11月1日に新しくなりました

(3) 二輪車運転者の心得

ア 二輪車事故の特徴

高校生の二輪車事故の実例を挙げ、その発生原因等を分析して、二輪車事故の発生原因等の特徴を理解させる。



イ 二輪車運転者の基本的な心得

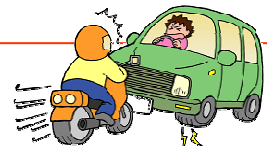
運転の熟練度に応じて、適切な車種を選択することが重要であることを説明し、ブレーキ、タイヤ等を関係法令に従い点検しなければならないことを理解させる。また、乗車用ヘルメットを必ず着用すること、初心運転者の二人乗りが禁止されていること等の交通ルールについても理解させる。

【二輪車の特性】

- ① 車体が小さく、四輪車の死角に入りやすい。
- ② バランスを取って走行する乗り物であり、バランスを崩すと転倒する。
- ③ ライダーの身体が外部にさらされているので、交通事故に遭った際に身体に受けるダメージが大きい。

【四輪車から見た二輪車の特性】

- ① 二輪車は、実際には近くにいるのに遠くに見られたり、実際の速度よりも遅く感じられやすいという特徴がある。
そのため、右折しようとする四輪車の運転手が、対向車線から接近してくる二輪車の距離・速度を見誤り、接近しているにも関わらず右折を開始する場合がある。
- ② 二輪車は四輪車に比べ車体が小さいことから、ほかの車両の死角に入りやすく、見落とされやすいという特徴がある。



(4) 自動車等に関して知っておくべき事項

ア 自動車等の特性

自動車等の速度と制動距離の関係、死角、内輪差等の特性について理解を深めさせるとともに、これらの特性に起因する交通事故の実例等を用いて、安全な歩き方及び自転車の安全な乗り方を話し合い等を通じて考えさせ、実践することができるように指導する。

イ シートベルトの着用

交通事故が発生した場合のシートベルトの被害軽減効果を理解させ、シートベルトを備えている自動車に乗車する場合には、これを必ず正しく着用するよう指導する。

ウ 将来の運転者としての心得

運転免許制度の意義、運転免許の区分、取得年齢、取得方法等の基本的な知識を理解させるとともに、暴走行為（集団で走行する場合に行われるジグザグ運転、巻き込み運転等の他の車両に危険を生じさせたり、迷惑を及ぼしたりする行為をいう。）、騒音運転等（著しく他人に迷惑を及ぼす騒音を生じさせるような急発

進、急加速及び空吹かしをいう。）、無免許運転等の反社会性、危険性、罰則等について説明し、将来の自動車等の運転者としての自覚を持たせるように指導する。

(5) 交通事故の場合の措置

ア 交通事故に遭った場合の対応

《事故の被害者となった場合》

① 警察に交通事故の届出をする

後日、怪我をしていることがわかってから届出をしても相手が判明せず、取り返しのつかない結果を招くおそれがあることを理解させる。

② 交通事故の相手の住所、名前、連絡先を確認する

念のため、相手の車両ナンバーも控えておくよう指導する。

③ 医師の診断を受ける

自己判断せず、できるだけ早く病院に行き、きちんと検査を受けるよう指導する。

《事故の加害者となった場合》

① 負傷者の救護をする

負傷者にとって、素早い救命処置や治療がとても重要となります。

交通事故が発生した場合、その交通事故の当事者である運転者及び乗務員は、可能な応急救護処置を行わなければならないことを理解させ、処置の基本的な手順を日頃から習得させておく。また、怪我の程度によっては119番通報する、一人で対処できない時は近くにいる人に手助けを求めるなど、事故の現場で適切な対応がとれるよう指導する。

② 事故車両の移動など、現場で必要な措置をとる

新たな交通事故の発生を未然に防ぐため、事故車両を安全な場所に移動させるなど、必要な措置をとるよう指導する。

③ 警察官に事故を報告する

すみやかに110番通報するなどして、警察官に交通事故の報告をする義務があることを認識させる。その際、交通事故が起こった時間、場所、負傷者の人数や怪我の程度、それに対して行った措置、自分の氏名・連絡先などを落ち着いて伝えるようにも指導しておく。

④ 相手の住所、名前、連絡先を確認する

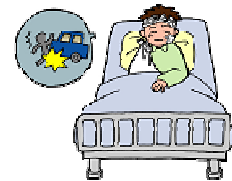
後日、相手に連絡がとれるように、しっかり確認しておくよう指導する。

イ 加害者となった場合の責任

運転者が交通事故を起こした場合、以下のような責任を問われることを認識させる。

① 道義的責任・・・被害者を見舞い、誠実に謝罪することが必要です。

② 刑事上の責任・・・交通事故の原因等により、懲役、禁固、罰金、科料の



刑罰が科せられる場合があります。

※ 14歳未満の者は刑事未成年者として刑罰の対象から除外されます。

- ③ 民事上の責任・・・被害者に対する損害賠償の責任を負います。
- ④ 行政上の責任・・・刑事処分とは別に、運転免許の取消し・停止などの処分を受けることになります。この処分は、将来における道路交通上の危険を防止する目的のために行われます。

4 効果的な交通安全教育の展開例

- (1) 参加・体験型の自転車教室を実施し、自転車のルールや安全走行を習得させる。
また、あえて二人乗りなどの危険な運転を体験させ、違反行為の危険性を認識させるのも効果的である。ただし、実施する際は安全に十分配慮し、確実にヘルメットを着用させるなど、決して無理な運転はしないよう事前指導する。
- (2) 愛知県内の中高生の交通事故実態や事故事例を紹介し、交通事故が身近で発生していることを実感させる。
- (3) 生徒自身にヒヤリハット体験を発表してもらい、発生原因等をグループ討議させるなどして、交通事故の危険性や防止策について生徒同士で考えさせる。
- (4) 交通安全啓発活動等に参画させ、これらの活動を通じて中高生の果たし得る役割を認識させ、交通安全意識の高揚を図る。
- (5) 高齢者の特性等を理解させ、高齢者への思いやりの気持ちを高めさせる。

5 保護者との連携

中高生の交通事故を抑止するためには、家庭内において父母等の保護者が日頃から、交通事故を防ぐために適切な助言や指導を行うことが重要です。そこで、指導者は、保護者に対する啓発用の資料を配布し、保護者として必要な交通安全教育を実施するように働き掛けるなど、連携を図ることが必要です。

6 おわりに

交通社会に参加することの意義や責任を理解させ、自ら進んで交通ルールを遵守、実践するよう指導するとともに、将来の交通社会を担う彼らが、自己の安全だけでなく交通社会全体の安全確保に配慮した行動が実践できるよう指導しましょう。

